

昭和三十六年総理府令第四十号

統合幕僚学校組織規則

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十八条の二第七項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則を次のように定める。

第一条 統合幕僚学校（以下「学校」という。）は、東京都に置く。

（副校長）

第二条 学校に、副校長一人を置く。

副校長は、自衛官をもつて充てる。

副校長は、校長を助け、校務を整理する。

副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

（内部組織）

副校長は、校長を助け、校務を整理する。

副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

（企画室）

副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

副校長は、校長を助け、校務を整理する。

（企画室）

副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

九 教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関する事項	（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）
十 記録及び統計に関する事項	（教育課及び国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）
十一 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関する事項	（教育課）
十二 前各号に掲げる事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（教育課）
十三 学校に、次の二課及び一室並びに国際平和協力センターを置く。	（企画室）
十四 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（企画室）
十五 教育訓練及び調査研究の総合的な企画及び企画室	（企画室）
十六 学校の組織及び定員に関する事項	（企画室）
十七 業務の能率的運営の調査及び業務の運営の改善に関する事項。	（企画室）
十八 総務課	（企画室）
十九 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（企画室）
二十 一 機密に関する事項。	（企画室）
二十一 二 学校の公印の保管に関する事項。	（企画室）
二十二 三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事項。	（企画室）
二十三 四 職員及び学生（学校において教育訓練を受けける者をいう。以下同じ。）の人事及び給与に関する事項。	（企画室）
二十四 五 職員及び学生の福利厚生及び保健衛生に関する事項。	（企画室）
二十五 六 儀式及び広報に関する事項（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）	（企画室）
二十六 七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事項。	（企画室）
二十七 八 行政財産及び物品の取得及び管理に関する事項（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）	（企画室）
二十八 九 部組織に関する事項は、防衛大臣が定めること。	（企画室）

附則
この府令は、昭和三十六年八月一日から施行する。

附則
この府令は、公布の日から施行する。

附則
（昭和五五年六月三〇日総理府令第三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則
（平成一八年三月二三日内閣府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則
（平成一九年一月四日内閣府令第二号）

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附則
（平成二三年三月二六日防衛省令第一号）

この省令は、平成二十二年三月二十六日から施行する。

附則
（平成二三年三月二八日防衛省令第二号）

この省令は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

附則
（平成二四年七月二七日防衛省令第三号）

この省令は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

附則
（平成二四年七月二七日防衛省令第一一号）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附則
（平成二四年七月二七日防衛省令第一一号）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。